

北海道科学大学

認証評価結果に対する改善報告書

令和 5（2023）年 7 月 28 日

1. 大学名：北海道科学大学

2. 認証評価実施年度：令和 3（2021）年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-3

○私立学校法第 42 条第 1 項及び寄附行為第 21 条によりあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないことと定められている寄附金の募集及び事業に関する中期的な計画に係る事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴くことなく理事会で決定している点は改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 5-3 について

「改善を要する点」について、令和 3（2021）年度末に行われた理事会・評議員会において説明を行い、関係当事者間で改めて関係法令及び寄附行為の遵守に対する認識を深めた。

令和 4（2022）年度においては、寄附金の募集は行われなかったが、事業に関する中期的な計画に係る事項についてはあらかじめ評議員会の意見を聴き理事会で決定しており、私立学校法や寄附行為を遵守した運営を行っている。

また、令和 5（2023）年 7 月より、理事会・評議員会・常任理事会の議案について従来のチェック体制に大学事務局長を加えることとし、より一層のチェック機能の強化を図っている。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 5-3 の資料

5-3-01 理事会議事録（令和 4（2022）年 3 月 29 日開催）及び該当する資料

5-3-02 評議員会議事録（令和 4（2022）年 3 月 29 日開催）及び該当する資料

5-3-03 令和 4（2022）年度における中期的な計画に係る事項の議案がある理事会議事録

5-3-04 令和 4（2022）年度における中期的な計画に係る事項の議案がある評議員会議事録

5-3-05 常任理事会議事録（令和 5（2023）年 7 月 4 日開催）

北海道科学大学

認証評価結果に対する改善報告書

令和 5（2023）年 7 月 28 日

1. 大学名：北海道科学大学

2. 認証評価実施年度：令和 3（2021）年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6-3

○管理運営の円滑化と相互チェックに関して、私立学校法第 42 条に抵触する事案が同一年度に複数あり、管理運営業務の実施方法や体制について、内部質保証の機能が十分とはいえないため改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 6-3 について

「改善を要する点」については、法人の管理運営の方法・体制の改善に係る以下の取組について、北海道科学大学自己点検・評価委員会において内容を確認し、内部質保証の機能性を高める改善を行っている。

- ・「改善を要する点」として指摘された事項について、令和 3（2021）年度末に関係当事者間で改めて関係法令及び寄附行為の遵守に対する認識を深めた。
- ・令和 4（2022）年度においては、私立学校法や寄附行為を遵守し理事会・評議員会・常任理事会を運営している。
- ・令和 5（2023）年 7 月より、理事会・評議員会・常任理事会の議案について、従来のチェック体制に大学事務局長を加えることとし、より一層のチェック機能の強化を図っている。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 6-3 の資料

6-3-01 北海道科学大学自己点検・評価委員会議事録（令和 5（2023）年 7 月 11 日開催）